

## 第9 駐車場等に関する事項

### 1. 駐車場設置基準

事業者は、次の各号に定める基準により駐車場を確保するものとする。

また、駐車場の1台当たりの面積は、12.50㎡以上（幅2.50m×奥行5.0m以上）とする。

#### (1) 戸建住宅

原則として、各住戸1台以上収容できる駐車場を確保すること。

#### (2) 共同住宅、連続住宅、寮、寄宿舎

開発区域に計画戸数以上の駐車場を確保すること。

#### (3) 店舗

① 開発区域の事業用途により必要台数以上を設けるものとする。

② 飲食店は、客席数の概ね3分の1以上の駐車場を設けるものとする。

#### (4) 事務所等

開発区域に必要台数分を設けるものとする。

(5) 上記の規定にかかわらず事業の内容、規模に応じ最低基準以上を確保する必要がある場合は別途協議する。

### 2. 串刺し駐車場の禁止

前面道路に直角に面する配置（いわゆる串刺し駐車）は、原則禁止とする。

### 3. 駐車場出入口の設置基準

駐車所の出入口は、道路交通上の安全を考慮し、以下の箇所には、原則設けないこと。

(1) 交差点の付近

(2) 横断歩道の付近

(3) 自転車横断帯の付近

(4) その他交通安全上支障となる箇所

### 4. 駐輪場設置基準

共同住宅等の駐輪場については、入居者数等を考慮の上確保すること。

また、駐輪場の1台当たりの面積は、1㎡以上（幅0.5m×奥行2.0m以上）とする。